

1. 本府における災害対策の強化について

質問要旨

本府における災害対策の強化に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（１）指定避難所の設置・運営は市町村の責務であるが、実際の運営は被災した避難者自身が中心となっており、環境整備や運営状況に大きな差が生じていることも大きな課題の１つとして指摘されており、質の高い避難所環境を迅速に整備するための事前準備をどのように進めていくのが重要となる。本府として、市町村と連携しながら各指定避難所の環境や事前準備の状況、課題整理をきめ細やかに行うとともに、広域的な対応が可能な体制を強化するなど、質の高い避難所環境を迅速に整備できるよう取り組むべきと考えるがどうか。

（２）災害関連死が深刻な課題となる中、避難所外避難者の状況把握やニーズに応じた支援の展開が重要となっている。岩手県において独自の「避難者把握システム」を導入するなど、他自治体でも取組が進んでいるが、次の諸点について、所見を伺いたい。

① 昨年６月定例会の代表質問において、知事は「国や市町村と連携し、すべての避難者を把握するためのシステムの導入について検討する」と答弁したが、本府として避難者を把握するシステムを早急に導入すべきと考える中、その後の検討はどうか。

② 昨年６月定例会の代表質問において、訪問等のアウトリーチにより、被災者の様々な状況やニーズを把握し官民連携の下、多様な課題に伴走型できめ細やかに対応することで災害関連死を防ぎ、主体的な自立・生活再建までのプロセスを支援する。「災害ケースマネジメント」の導入を求めた中、本府は本年度、その推進に向けた訓練や公民連携協議会の設置に取り組むと聞くが、進捗状況はどうか。

（３）令和８年８月千葉豪雨では１万人を超える帰宅困難者が発生したが、本府における帰宅困難者対策の取組状況や、今般の大規模災害を踏まえた今後の対策強化の方針はどうか。また、移動不能車両が救援・復旧に支障を来すなど、帰宅困難となる人と車の対策強化も喫緊の課題となる中、車移動が主要な地域において、平時から一斉帰宅抑制の働きかけを行うとともに、これまで本府や市町村が車中避難場所として準備してきた公共施設等の活用に加え、自動車会社や大規模商業施設、物流施設をはじめとした民間企業等との協定による一時退避場所・一時滞在施設の確保に取り組むべきと考えるがどうか。

答弁

答弁に入るに先立ちまして一言申し上げます。

このたびの台風第２５号による記録的な大雨は、関東地方を中心に甚大な被害をもたらしました。不幸にもお亡くなりになられました方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

また、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

林議員の御質問にお答えいたします。

京都府における災害対策の強化についてでございます。

まず、避難所の環境整備についてでございます。

災害発生時に被災者の命と健康を守るためには、市町村と連携し、質の高い避難所を早期に開設した上で、その環境を良好に保つことが重要であると考えております。

令和8年熊本地震におきましては、断水による避難所の衛生環境の悪化や、熱中症等による避難者の体調悪化が発生いたしますとともに、プライバシーや十分な生活空間が確保されず、厳しい避難生活を余儀なくされた事例も報道されております。

京都府におきましては、市町村と連携し、トイレや給食設備、入浴・シャワー設備、非常用電源の有無等をまとめた避難施設カルテを作成し、避難所ごとの環境や、避難生活に必要な設備の準備状況を京都府ホームページで公表しております。

また、昨年5月に策定した第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランに基づき、被災後の命と健康を守る対策といたしまして、簡易ベッドやパーティションテント、簡易トイレなどの資機材を確保いたしますとともに、民間企業・団体との協定の締結などにより、温かい食事を提供できる環境を確保するなど、質の高い避難所の環境整備に取り組んでいるところでございます。

一方、良好な避難所環境を迅速に整備するためには、被災市町村と連携して避難所運営を担う人材の育成や、市町村の壁を越えた広域応援体制の整備が重要だと考えております。

京都府といたしましては、誰もが安心して避難できる環境を早期に整備し維持していくため、避難所運営の手引きを作成いたしますとともに、市町村と連携して避難所運営の担い手となる京都式避難生活サポーターを育成するなど、京都式あんしん避難所の構築に向けて取り組んでいるところでございます。

京都式避難生活サポーターの育成につきましては、本年9月と10月に南部会場と北部会場に分けて研修を開催することとしており、本研修には市町村から推薦された防災士や自主防災組織、ボランティアセンター、社会福祉協議会、民間企業などから、約100名が受講される予定でございます。

また、大規模災害の発生時には、国の応急対策職員派遣制度に基づく対口支援に加えまして、府内市町村の相互応援について、本年5月に「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」を作成し、地域防災計画に反映したところでございます。

京都府といたしましては、国や市町村、民間企業等と連携し、良好な避難所環境を迅速に整備できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難所外避難者の把握と支援についてでございます。

在宅避難者等の避難所外避難者を迅速に把握するためには、ICTの活用を進めることが重要だと考えております。

デジタル庁では、自治体と連携してマイナンバーカードや免許証を活用した避難者受付システムの実証実験が進められており、令和7年度には、発災直後の初動対応として、即時展開可能な、避難者受付アプリの実証実験が行われたところでございます。

また、大規模災害時の被災都道府県に派遣する「災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）」も令和7年8月に創設されたところであり、京都府でも今後、デジタル庁と連携した訓練等を行いますと

ともに、避難者受付アプリの活用に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

京都府といたしましては、大規模災害時に全国から被災地応援が行われることを踏まえ、避難者を把握するシステムは、全国標準とすることが望ましいと考えておりますことから、在宅避難者等を含む全ての避難者の把握が迅速に行えるシステムの導入を国に要望してまいりたいと考えております。

次に、災害ケースマネジメントの取組についてでございます。

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握し、それぞれの実情に応じ、福祉や法律などの専門団体と連携して、避難から生活再建まで、被災者により添った支援を行うものであり、確実な生活再建へとつなげていく重要な取組であると考えております。京都府といたしましては、6月に災害ケースマネジメントを推進するための庁内プロジェクトチームを設置したことを皮切りに、7月には、市町村職員などを対象といたしました生活再建相談窓口の設置訓練や、京都府国際センターと連携した外国人被災者をモデルケースとしたワークショップなどを実施したところでございます。

さらに、10月に開催予定の京都府総合防災訓練におきましては、関係団体と連携した生活再建相談窓口の設置訓練を行うこととしております。

公民連携協議会につきましては、平時から、福祉や法律、住宅などの関係団体と顔の見える関係性を構築し、連携体制の強化を図るための枠組みといたしまして、現在、社会福祉協議会、行政書士会や建築士会等の士業団体及び学識経験者等との間で今年度中の設立に向けて調整を進めているところでございます。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、被災者一人ひとりに寄り添い、避難から生活再建まで切れ目のない支援を実現できるよう、災害ケースマネジメントの取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、帰宅困難者対策についてでございます。

大規模地震や風水害などの自然災害に伴い、交通機関の運行停止等による帰宅困難者が発生した場合には、適時・的確な情報提供を行い、帰宅困難者の安全を確保することが重要だと考えております。

そのため、京都府では、「きょうと危機管理WEB」により、道路交通状況や鉄道運行情報などの情報を多言語で提供いたしますとともに、災害発生直後には混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけを行うこととしております。

今般の災害の状況を踏まえ、改めて平時から、あらゆる媒体を通じて一斉帰宅抑制の呼びかけを強化してまいりたいと考えております。

さらに、関西広域連合におきましても、一斉帰宅抑制の呼びかけを行いますとともに、市町村が設置する公園や広場などの一時避難場所や、トイレや水を提供していただけるコンビニエンスストアや飲食店を、インターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」を運用しているところでございます。

また、府内で多くの帰宅困難者が発生した場合には、市町村の公共施設や、京都府が確保した宿泊施設などを一時滞在施設として開設することとしております。

一方、令和8年8月千葉豪雨などで見られましたように、急激な雨で道路が冠水し、移動中の車が水没することにより、人的・物的被害が発生する新たな事象が、近年、全国各地で発生しているところでございます。

レベル5の大雨特別警報等が発表された場合、浸水が懸念されるときは車での移動を控えること、

徒歩または早めの避難を心がけ、やむを得ず車を使う場合は冠水した道路を避けること、むやみに移動せずに安全な場所で状況が落ち着くまで待機することなど、安全を最優先に行動することが重要だと考えております。

議員御指摘の協定につきましては、京都府におきましても、既に複数の大規模商業施設や物流施設等の民間企業と災害時応援協定を締結しておりますが、今般の事象も踏まえ、協定内容の見直しを行ってまいりますとともに、今後、国において検証された結果等も踏まえ、一時退避場所の確保の検討を進めてまいりたいと考えております。

2. 物価高対策について

質問要旨

本府の景気は緩やかに回復し、我が国は戦後最長の景気拡大局面に入っているとされる一方、生活現場を回る中では、その実感はむしろ逆方向に向かっていると考えるが、物価高対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（１）本府が京都経済を支える中小企業等を取り巻く厳しい状況に対応するため実施している金融・経営一体型支援体制強化事業や融資制度の拡充、生産性向上への支援は引き続き重要と考える中、支援策を必要としながらも十分に活用できていない小規模事業者や個人事業主等に対しては、寄り添った伴走支援が必要と考えるがどうか。

答弁

小規模事業者や個人事業主に寄り添った伴走支援についてでございます。

府内の小規模事業者や個人事業主を取り巻く環境は、物価高に加え、人手不足、持続的な賃上げなど、非常に厳しい状況でございます。

京都府では、

- ・資金繰りと経営改善が一体となった伴走支援
- ・持続的な経営を実現するための「生産性向上の支援」

など、中小企業応援隊が中心となって、厳しい状況にある小規模事業者等の経営体質の強化に取り組んでいるところでございます。

中小企業応援隊におきましては、年間４万件を超える企業を直接訪問しており、うち約９割が個人事業主を含む小規模事業者等でございます。

具体の事例といたしましては、

- ・事務や在庫管理の改善につながる接客カウンターや棚のレイアウト変更を小規模事業者に提案した事例
- ・ウェブ検索結果の解析や商品写真の見直しなど、ホームページの改修により、個人事業主の売上増加を支援した事例

など、生産性向上や販路開拓につながるよう、きめ細やかな支援に取り組んでまいりました。

しかし、事業者からは「支援メニューの数が多く、自身に適したメニューが見つけにくい」といった声もありますことから、中小企業応援隊の支援メニューを分かりやすく周知していく必要がある

と考えております。

このため、本年6月定例会で御議決いただいた予算によりまして、商工会などの支援機関を通じ、地域の小規模事業者等に、支援メニューや具体の活用事例などを分かりやすく周知する取組を進めているところでございます。

今後とも、中小企業応援隊を中心とした伴走支援体制の充実・強化により、厳しい経営状況にある府内小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援してまいりたいと考えております。

2. 物価高対策について

質問要旨

本府の景気は緩やかに回復し、我が国は戦後最長の景気拡大局面に入っているとされる一方、生活現場を回る中では、その実感はむしろ逆方向に向かっていると考えるが、物価高対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 国は電気・ガス料金やガソリン等の燃料油価格を抑えるための補助を実施し、本府もLPガス負担軽減等に取り組んでいるものの、生活を底上げするには十分とはいえず、政府が閣議決定した2年間限定の飲食料品消費税率1%への引下げについても、仮に成立したとして、来年4月からの実施になることから、低所得世帯やひとり親世帯の家計状況を踏まえた、きめ細かな継続的支援が必要と考えるがどうか。

答弁

次に、低所得世帯やひとり親世帯への支援についてでございます。

物価高騰が続く中、特に低所得世帯やひとり親世帯におきましては、食料品や日用品などの支出負担が家計に与える影響が大きくなっていると認識しております。

京都府におきましては、昨年の12月補正予算から今年度6月補正予算まで、国の重点支援地方交付金も最大限活用し、切れ目のない予算によりまして、長引く物価高騰への対策を講じているところでございます。

低所得世帯への支援につきましては、物価高騰により生活に困窮されている方々の暮らしを支えるため、地域の支援団体等を通じて、食料品や生活必需品の提供と併せて、相談支援につなげる取組を行っており、今年度はより充実した支援が行えるよう、補助対象期間の拡大や補助額の引き上げを行い、現在、50団体に実施していただいております。

また、ひとり親世帯をはじめとした様々な課題を抱える子どもや保護者などへの支援として、子ども食堂やこどもの居場所を運営する団体を通じて食事の提供や生活習慣の確立、学習習慣の定着などに取り組んでおり、今年度は、物価高騰下におきましても、安定的・継続的に取り組めるよう、団体への補助額等を拡充しております。

こうした取組は、低所得世帯やひとり親世帯の家計への負担を軽減し、安定した生活を築くことにつながるとともに、子どもたちの健やかな成長を支える上でも重要だと考えております。

引き続き、府民の皆様へきめ細かな支援が行き渡りますよう、事業の着実な執行に努めますとともに、物価高騰に係る府内の影響を適切に把握し、対策を講じるべき課題につきましては、時機を逸することなく対応をしてまいりたいと考えております。

3. 医療的ケア児等とその家族を支える体制の強化について

質問要旨

医療的ケア児は全国で約2万人に上ると推計され、この15年で倍増する中、本府では、令和4年に開設した「京都府医療的ケア児等支援センター（ことのわ）」が中心となり、専門家による相談対応、コーディネーターの人材養成等に取り組んできた。医療的ケア児等支援法の改正法の施行に向け、これまで積み上げてきたネットワーク等を基盤としながら、更なる取組の拡充が求められているが、医療的ケア児等とその家族を支える体制の強化に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（１）本府における医療的ケア児等とその家族を支える体制強化について、これまでの取組状況はどうか。

（２）改正法施行に向けて、医療的ケア児等の意思決定や家族の意向を出発点とし、府内のどこであっても、住み慣れた地域において、医療・福祉・教育・保健・就労・防災等の支援が切れ目なく提供できる体制をどのように推進していくのか。

答弁

次に、医療的ケア児等と家族への支援の取組についてでございます。

医療の進歩等により、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要としながら地域で生活する方々は年々増加しており、こうした方々と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備することは、大変重要であると認識しております。

このため京都府では、令和4年度に設置した京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を中心に、医療的ケア児や18歳以上の医療的ケアを必要とする方、重症心身障害児・者を対象として、相談支援、人材育成、家族支援を柱とした取組を進めてまいりました。

まず、相談支援につきましては、専任の看護師等が家族や支援者からの様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と調整の上、必要な情報提供や支援へのつなぎを行ってきたところでございます。

また、人材育成につきましては、地域における関係機関のつなぎや、ライフステージに沿った支援の調整などを行う医療的ケア児等コーディネーターの養成などに取り組んでまいりました。

さらに、家族支援につきましては、当事者団体と連携し、家族同士がつながりあえる交流会などを開催いたしますとともに、介護等に伴う身体的・精神的負担を軽減するため、市町村と連携し、医療型短期入所事業所等のレスパイト先の確保に力を入れてきたところでございます。

また、家族や支援者の方からは、災害への備えや対応に関する不安の声をお聞きしていることから、今年度、新たに、災害対策に関する支援者向けのガイドブックを作成することとしており、当該ガイドブックの普及を図りますとともに、各市町村の個別避難計画の策定を促進することにより、災害時の支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、改正医療的ケア児支援法の施行に向けた支援体制についてでございます。

本年7月に改正された医療的ケア児支援法におきましては、医療的ケア児の成長等を踏まえた、支援対象の18歳以上への拡大、レスパイト等の支援施策の充実、災害への備え等の医療的ケア児支援センターの機能強化といった内容が盛り込まれております。

改正法の施行に向け、京都府といたしましては、医療的ケア児等と家族のニーズを丁寧に把握いたしますとともに、市町村や関係機関と連携し、これまで以上に切れ目のない支援を提供する体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

このため、現在、医療的ケア児・者及び重症心身障害児・者を対象といたしまして、本人と家族の生活状況や、就労支援を含め、利用を希望するサービスなどを把握するための調査を実施しているところでございます。

今後、調査結果を取りまとめた上で、医療・福祉の関係者や教育機関、市町村、当事者団体等が参画する京都府医療的ケア児等支援協議会での御意見も伺いながら、レスパイトや災害対応などの必要な支援策の充実につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、医療的ケア児等と御家族のニーズを伺いながら、必要な支援の充実に努めることにより、府内のどこに住んでおられても安心して暮らし続けることができる社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。